

第1回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月20日（月）午前9時00分から午前9時25分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山一郎
委員	2番	諸橋清隆
	4番	佐藤一也
	5番	岡田美由紀

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 出雲崎町農業委員会会長の互選について

議案第2号 出雲崎町農業委員会会長職務代理の互選について

議案第3号 一般社団法人 新潟県農業会議会員の指名について

議案第4号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者評価委員の互選について

議案第5号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局長 ただ今から第1回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。改選後最初に行われる総会は町長が招集することになっており、会長が決定するまで、町長から議事進行をしていただきますので、よろしく願いいたします。

町 長 会長が決定するまで私が議長を務めさせていただきます。

町 長 本日の議事録署名委員を指名させていただきます。岡田委員さん、森山委員さんお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

また、議事に先立ち本議席を決めるにあたり、仮議席を本議席といたしたく、お諮りいたします。(総会前に抽選により仮議席決定済)

(全員異議なし)

町 長 異議なしということですので、現在の議席を任期中の議席とさせていただきます。

町 長 それでは議事に移ります。まず議案第1号 出雲崎町農業委員会会長の互選についてお諮りします。

事務局より説明願います。

事務局 まず議案書の1ページをご覧ください。「農業委員会等に関する法律」第5条第2項には、「会長は委員が互選した者をもって充てる」とあります。互選の方法につきましては、投票によるものや指名推薦によるものがあります。会長選出の方法について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

4 番 会長選出の方法についてですが、指名推薦がよろしいかと思えます。私は、内藤委員を指名します。理由といたしましては、前2期の農業委員会において会長を務め、なお、新潟県農業会議においても常設審議委員会委員を務めた経歴もございます。また、その他公務におかれましても、町の農業関連委員会組織の委員も務めていたことや、他市町村の農業委員会長との交流も積極的に図っていただきましたことにより、これまで出雲崎町農業委員会の組織運営が円滑に行われたことにあります。

町 長 ただ今、内藤委員を推薦する提案がありました。他にございませんか。

(意見なし)

町 長 他に無いようでありますので、指名推薦がありました、内藤委員を会長に互選することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

町 長 ありがとうございます。ただいま新しい会長さんが決定しました。私の議長としての職責を果たしましたので、これにて退席いたします。

(町長退席、内藤委員議長席へ)

事務局 ただ今会長が選出されましたので、ごあいさつをお願いします。なお、これからの議事進行につきましては、出雲崎町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となるとあります。よろしくお願いします。

会 長 (あいさつ)

会 長 続きまして議案第2号 出雲崎町農業委員会会長職務代理の互選についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。会長職務代理については、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されています。互選の方法につきましては、投票によるものと指名推薦によるものがあります。会長職務代理選出の方法について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、会長職務代理につきましては、よろしければその人選を私に一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、私のほうから指名させていただきます。森山委員に会長職務代理をお願いしたいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 ありがとうございます。それでは、会長職務代理に選出されました森山委員さん、こちらの席にお着きいただき、ごあいさつをお願いします。

(森山委員、会長職務代理席へ)

会長職務代理 (あいさつ)

会 長 続きまして、議案第3号 一般社団法人 新潟県農業会議会員の指名についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事 務 局 まず新潟県農業会議について説明します。新潟県農業会議は、「農業委員会に関する法律」第42条に定める「農業委員会ネットワーク機構」にあたる組織です。

なお、平成27年度までは改正前の「農業委員会等に関する法律」に基づいた知事の認可法人でしたが、法律改正により一般社団法人となりました。市町村農業委員会長や学識経験者、市町村、農業団体の会員から構成されており、

- ・ 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務
- ・ 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務
- ・ 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援業務
- ・ 法人化の支援、その他農業経営の合理化支援業務
- ・ 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務
- ・ 農業一般に関する調査及び情報の提供業務
- ・ 農地法等、その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務

といった業務を行っております。

それでは議案書の3ページをご覧ください。新潟県農業会議の定款によると、会員については、「農業委員会の会長」または「農業委員会が指名した委員」となっております。会員の指名について、皆様のご意見を伺いたいと思っております。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、新潟県農業会議の定款に「農業委員会の会長」とありますので、私の方で会員を務めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、一般社団法人新潟県農業会議の会員については私が務めさせていただきます。

会 長 続きまして、議案第4号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者評価委員の互選についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事務局 議案書は4ページになります。農地利用最適化推進委員候補者の選考評価を行うため、出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第6条により「推進委員候補者評価委員会」を置くことあり、また同要綱第9条により推進委員候補者評価委員会の委員は農業委員3名で組織すると規定されております。なお、次の議案第5号において推進委員の選任を行いますが、これについての評価は既に令和2年5月27日（水）に前評価委員により実施されております。なお、同要綱第10条第2項の規程に伴い、出雲崎町 町民課に照会をし、本日付けで委員全員が適格者であることの確認をしております。これにより本会で候補者評価委員会委員3名を決定したく、委員の互選について、みなさまのご意見をお伺いしたいと思います。

会長 ただ今、事務局より説明がありましたが、会長、会長職務代理は既に役職に就いておりますので、それ以外の方3名を委員に任命することではいかがでしょうか。

(異議なし)

会長 では、評価委員会の委員をこの3名を任命することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成ですので、評価委員会の委員は、佐藤委員、岡田委員、諸橋委員に任命することに決定いたします。

会長 なお、出雲崎町農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第11条により、評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は評価委員会の委員の互選により定めるとあります。評価委員会の方は別室で互選を行っていただきますので、決定するまで本会は一時中断いたします。

(総会を一時中断、別室にて最適化推進委員評価委員3人により、委員長、副委員長の互選を行う)

会長 本会を再開いたします。ただいま、評価委員会の委員長及び副委員長の決定の報告がありました。委員長は佐藤委員、副委員長は岡田委員となりましたの

で報告いたします。

会 長 議案第 5 号に入る前に、別室にて農地利用最適化推進委員の選考評価結果についての引き継ぎを行います。引き継ぎが終了するまで本会は一時中断いたします。

(総会を一時中断し、別室にて令和 2 年 5 月 2 7 日 (月) に実施した「出雲崎町農業委員会委員候補者評価委員会における候補者の選考評価審査」の結果の引き継ぎを行う)

(引継終了後、佐藤委員長より選考評価審査結果の報告をする)

会 長 本会を再開いたします。議案第 5 号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 6 ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員については、「農業委員会等に関する法律」第 17 条第 1 項に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」となっています。出雲崎町では令和 2 年 2 月 3 日から 3 月 4 日までの間、候補者の募集を行った結果、定数 5 名に対し議案書 7 ページのとおり 5 名の応募がありました。この 5 名の候補者につきまして 5 月 2 7 日に評価委員会が選考評価を行い、先程評価委員会からは全員が適格であった、との報告をいただきました。なお、農業委員会等に関する法律第 18 条第 4 項に規定する同法第 8 条第 4 項各号の規程に伴い、出雲崎町 町民課に照会をし、再度、本日付けで候補者 5 名全員が適格者であることの確認をしております。以上になります。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

会 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 5 号については原案通り 5 名の候補者全員を農地利用最適化推進委員として選任することに賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第5号は決定いたします。

会 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。その他の件につきまして、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見なし)

会 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年7月20日

議 長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩